

冬季休業中の生活について

宮城県村田高等学校

読んだ後は、必ず保護者の方に渡してください。

生徒指導部

■冬季休業期間 令和3年12月23日(木)～令和4年1月10日(月)

※1月11日(火)から登校、服装・頭髪指導

■休業中の生活

冬休みは一年を振り返り、気持ちを新たにすることができる期間です。学習や部活動などの諸活動において、充実した高校生活を送ることができたかどうかよく反省し、新年を迎えて下さい。

I. 事件・事故の防止

(1) 犯罪事故等についての注意

安易な行動が事件・事故に巻き込まれる一番の原因です。その場の雰囲気流されない強い心と善悪の判断が必要です。軽い気持ちで、万引きなどをすることが絶対にないよう気をつける。万引きは犯罪です。また、冬でも暴走行為などが見られます。誘われて仲間に入らないのは勿論のこと、見に行ったりもしない。

(2) 携帯電話によるメールについての注意

最近は携帯電話を使用した犯罪が増加しています。SNS やメールをめぐるトラブルに巻き込まれることのないように、くれぐれも、使い方には十分注意しましょう。

(3) 交通安全についての注意

バイク・自転車での転倒事故や、自動車等との接触事故が多発しています。友人や先輩の乗用車に同乗しての事故も見られます。各々、安全運転を心がけルールやマナーを守り、常に慎重に行動する。

特に、冬は路面の凍結などによる事故の発生が考えられます。悪天候の場合には運転などを控えるなど、日頃から慎重に行動するよう心掛けて下さい。

(4) 下記のような高校生のバイク事故があります。注意しましょう。

- ① 帰宅後、バイクで外出し、停車中の大型車両に追突。
- ② 帰宅後、友人と出かけた際に、わき見をして道路側溝に転落。
- ③ バイクを運転中、路面凍結でハンドル操作を誤り転倒。

II. 禁止事項

- | | |
|-------------------|--------------------------|
| (1) 無断外泊、深夜の外出・徘徊 | (2) パチンコ店等への出入り |
| (3) 飲酒、喫煙、薬物乱用 | (4) 自動二輪の免許取得、無免許運転、暴走行為 |
| (5) 冬山登山 | |

III. 届出が必要なもの

(1) アルバイト 1年次生は長期休業中のみ、2・3年次生は通年で許可。

※必ずアルバイト許可願を事前に届け出ること。

(2) 自動車学校への入校 学校に申請を行う。無断で通学・免許取得は指導の対象となります！

※3年生のみ対象。既に、多くの生徒が自動車学校へ入校していますが、免許センターでの免許の取得は、後期期末考査が終了した翌日以降となります。

※10月以降は進路が決定していない者でも自動車学校の入校は認めています。

IV. 頭髪・服装検査指導

(1) 1月11日(火)は全校集会後に頭髪・服装指導を実施します。前回同様、違反者は指導を行います。学校で指導されないよう、休業中にきちんと直して登校するようにして下さい。

(2) 1月12日(水)～13日(木)まで立ち番指導を実施します。改善されていない場合は、今までと同様に保護者に連絡します。ご家庭での声かけをよろしく願いいたします。

また、昇降口での遅刻指導も行います。初日から遅刻することのないようにして下さい。

V. 注意事項及び、頭髪・服装指導の内容については、以下のとおりです。

- ① 頭髪が茶色である。(※1年次の入学時に「地毛」という申し出を頂いております。)髪の色を変えることは校則で禁止しています。地毛と申し出があった生徒でも、髪をいじっている生徒もいるようです。これについては、学校でその都度確認していきます。
- ② 制服のブレザーを着用して登校します。←校内では、暑い場合に教室内で脱いでも良いことになっています。登下校時は本校生徒である以上、ブレザー着用の義務があります。
- ③ スカートの下に、ハーフパンツやジャージ、スウェットパンツ等をはいています。※登下校時、校内で見かけた場合は一時的に預かります。
- ④ ブレザーの下に指定色以外のカーディガン・セーター、トレーナーを着ている生徒がいます。寒い場合には、黒・紺(無地)のカーディガン・セーターの着用を認めています。白色やベージュ、茶系のものは認めていません。
- ⑤ 化粧は原則として認めていません。見かけた場合は、注意します。
- ⑥ ネクタイやリボンの着用、
※だらしない着用はその都度注意します。

主なものを挙げましたが、これらの行為は、学校の評判を下げ、求人数の減少や大学の学校推薦枠の減少など、生徒の将来に関わってきます。ご家庭におかれましても、お子さんが家を出る際、帰ってくる際の服装をご覧いただき、注意をしていただきますようお願いいたします。

◇第5回頭髪服装指導の概要◇

1. 日時

1月11日(火) 1・2校時(全校集会終了後)

2. 検査項目

- ①頭髪
- ②装身具類〔ピアス・ネックレス・指輪・ブレスレットなど〕
- ③化粧
- ④制服〔ワイシャツ・ブラウス・ズボン・スカート・ネクタイ・リボン・校章〕
スカート下のハーフパンツ、ジャージ

3. 実施について

- ①頭髪に関する違反者については、翌日以降直してから登校するようお願いいたします。
- ②次の違反者については、その場で脱がせて学校で一時的に預かります。
 - ・トレーナーや指定色以外のセーター・カーディガンを着用している生徒。
 - ・スカートの下にジャージ・スウェットパンツ・ハーフパンツをはいている生徒。
 - ・学校指定外・改造したネクタイ・リボンをしている生徒。
 - ・アクセサリ(ピアス、エクステ等)をしている生徒。
- ③ブレザーを着用していない、ネクタイ・リボンをしていない生徒は、その場で着用させる、つけさせる指導を行います。
- ④化粧をしている生徒は、しないように指導を行います。

4. 検査後の指導

1月11日以降、違反者がいれば「3. 実施について」に準じて指導を行います。

VI. 連絡先

事件・事故が発生した場合は、速やかに担任や学校に連絡して下さい。

※学校の閉庁日は12月29日(水)～1月3日(月)です。校地内には入れません。

【連絡先】 宮城県村田高等学校 0224-83-2275
